

## 建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法の変更

---

平成 28 年度税制改正において、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得する建物附属設備及び構築物の法人税法上の減価償却方法について、定率法が廃止されて定額法のみとなる見直しが行われました。

これを受け、会計上の取扱いについて、企業会計基準委員会は平成 28 年 6 月 17 日に、実務対応報告第 32 号「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」を公表しました。以下、その内容をご紹介します。

### ①会計方針の変更に関する取扱い

従来、建物附属設備、構築物の減価償却方法について定率法を採用している場合、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得する当該すべての減価償却方法を定額法に変更するときは、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱うものとされました。

これは、正当な理由に基づき自発的に行う会計方針の変更とは区別しています。後者の場合は、当該変更の適時性、適切性の検討が必要になりますが、今回の建物附属設備、構築物の減価償却方法の変更では、その検討が不要ということになります。

### ②開示

- 会計方針の変更の内容として、法人税法の改正に伴い、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得する建物附属設備、構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更している旨を記載します。
- 会計方針の変更による当期への影響額を記載します。

### ③適用時期

本実務対応報告は、公表日以後最初に終了する事業年度のみに適用されます。ただし、平成 28 年 4 月 1 日以後最初に終了する事業年度が本実務対応報告の公表日前に終了している場合には、当該事業年度に本実務対応報告を適用することができます。

また、今回の取扱いは、平成 28 年度税制改正に合わせて会計方針を変更する場合に適用されるものであることから、仮に平成 28 年 4 月 1 日以後、建物附属設備又は構築物の取得実績がない場合でも、当該税制改正に合わせて減価償却方法を定額法に変更するなら、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として注記事項に記載することになります。

以上

---